

## 安来市公告

### 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

下記のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和7年5月30日

安来市長 田中 武夫

#### 記

#### 1 件名

安来市IT企業等誘致推進業務

#### 2 目的

本業務では、魅力ある職場や雇用の場の創出に寄与するため、専門的な知識をもつ事業者から提案を募り、安来市に不足している県外のIT企業等の立地を促進することを目的とする。

#### 3 担当部署

安来市政策推進部定住産業課

#### 4 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 国又は地方公共団体から競争入札における指名停止措置を受けていない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始

の申立てがなされていない者

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有しない者
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者
- (6) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に地方公共団体（市区町村に限る。）において同様の業務を受託した実績を有する者

## 5 施行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

## 6 委託限度額

3,525,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 7 実施要領等の公表

安来市のホームページにおいて公表する。

（ホームページアドレス <https://www.city.yasugi.shimane.jp/>）

※トップページ > しごと > 商工業・観光 > 企業誘致・企業立地 > 安来市  
IT企業等誘致推進業務

## 8 参加表明書及び企画提案書等の提出期限及び提出先

### (1) 提出期限

参加表明書 令和7年6月16日（月）正午

企画提案書等 令和7年6月30日（月）正午

### (2) 提出先

「10 本件に関する問合せ先」と同じ。

## 9 その他

詳細については、安来市IT企業等誘致推進業務公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

10 本件に関する問合せ先

〒692-8686

島根県安来市安来町878番地2（安来市役所安来庁舎）

安来市政策推進部定住産業課 産業振興係

電話：0854-23-3107

FAX：0854-23-3061

Eメール：[shoukou@city.yasugi.shimane.jp](mailto:shoukou@city.yasugi.shimane.jp)